



国土動第149号
平成27年3月27日

公益財団法人マンション管理センター理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長



マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の 施行等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第12号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

については、制度の的確かつ円滑な運用のため、下記について、貴財団の登録会員各位に対して所要の広報措置を講じること等により周知を図ることにつき特段の御配慮をお願いする。

なお、本件に関しては、別添1のとおり各地方支分部局主管部長あて通達、別添2及び3のとおり各都道府県主管部長あて及び不動産業関係団体の長あてに通知したので、参考までに送付する。

記

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正関係

（1）管理業務主任者証の記載事項の変更について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第63条等において、管理業務主任者は、マンションの区分所有者等に管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。管理業務主任者証の記載事項については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第74条第1項において、管理業務主任者の住所、登録番号、登録年月日等が規定されている。

今般、管理業務主任者の個人情報保護が必要であることから、規則第74条第1項に定める管理業務主任者証の記載事項から「管理業務主任者の住所」を削除する。

（2）管理業務主任者証の様式の変更について

1. （1）のとおり管理業務主任者証の記載事項から住所を削除することから、管理業務主任者証の様式を定める規則別記様式第22号から「住所」を削除する。

（3）経過措置

改正省令の施行の際に現に交付されている管理業務主任者証は、その有効期間内にお

いっては、改正省令による改正後の規則による管理業務主任者証とみなす。

2. その他

改正省令附則第2項の規定により改正後の規則別記様式第22号による管理業務主任者証とみなされる改正前の規則別記様式第22号による管理業務主任者証については、法第63条、第72条第4項及び第77条第3項の規定に基づく管理業務主任者証の提示の際、住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないものとする。

(別添1)

国土動第146号
平成27年3月27日

各地方支分部局主管部長あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第12号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

については、下記1.に留意の上、制度の的確かつ円滑な運用を図るため、所要の広報措置を講じること等により、マンションの区分所有者及びマンション管理業者等に対する周知徹底につき遺漏のないようにされたい。

また、改正省令の施行に伴い、下記2.のとおり通達するので、これらについても遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正関係

(1) 管理業務主任者証の記載事項の変更について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第63条等において、管理業務主任者は、マンションの区分所有者等に管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。管理業務主任者証の記載事項については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第74条第1項において、管理業務主任者の住所、登録番号、登録年月日等が規定されている。

今般、管理業務主任者の個人情報保護が必要であることから、規則第74条第1項に定める管理業務主任者証の記載事項から「管理業務主任者の住所」を削除する。

(2) 管理業務主任者証の様式の変更について

1. (1) のとおり管理業務主任者証の記載事項から住所を削除することから、管理業務主任者証の様式を定める規則別記様式第22号から「住所」を削除する。

(3) 経過措置

改正省令の施行の際に現に交付されている管理業務主任者証は、その有効期間内においては、改正省令による改正後の規則による管理業務主任者証とみなす。

2. その他

改正省令附則第2項の規定により改正後の規則別記様式第22号による管理業務主任者証とみなされる改正前の規則別記様式第22号による管理業務主任者証については、法第63条、第72条第4項及び第77条第3項の規定に基づく管理業務主任者証の提示の際、住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないものとする。

国土動第147号
平成27年3月27日

各都道府県主管部長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第12号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

については、制度の的確かつ円滑な運用を図るため、下記の点について、マンションの区分所有者等に対して所要の広報措置を講じること等により周知を図ることにつき特段のご配慮をお願いする。

記

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正関係

(1) 管理業務主任者証の記載事項の変更について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第63条等において、管理業務主任者は、マンションの区分所有者等に管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。管理業務主任者証の記載事項については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第74条第1項において、管理業務主任者の住所、登録番号、登録年月日等が規定されている。

今般、管理業務主任者の個人情報保護が必要であることから、規則第74条第1項に定める管理業務主任者証の記載事項から「管理業務主任者の住所」を削除する。

(2) 管理業務主任者証の様式の変更について

1. (1) のとおり管理業務主任者証の記載事項から住所を削除することから、管理業務主任者証の様式を定める規則別記様式第22号から「住所」を削除する。

(3) 経過措置

改正省令の施行の際に現に交付されている管理業務主任者証は、その有効期間内にお

いては、改正省令による改正後の規則による管理業務主任者証とみなす。

2. その他

改正省令附則第2項の規定により改正後の規則別記様式第22号による管理業務主任者証とみなされる改正前の規則別記様式第22号による管理業務主任者証については、法第63条、第72条第4項及び第77条第3項の規定に基づく管理業務主任者証の提示の際、住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないものとする。

国土動第148号
平成27年3月27日

各業界団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行等について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第12号。以下「改正省令」という。）が平成27年3月27日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになった。

については、下記1.に留意の上、制度の的確かつ円滑な運用に配慮されるよう、貴団体加盟の業者に対する周知徹底及び指導を行われたい。

また、改正省令の施行に伴い、各地方支分部局主管部長あて、下記2.のとおり通達したので、これについても遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正関係

（1）管理業務主任者証の記載事項の変更について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第63条等において、管理業務主任者は、マンションの区分所有者等に管理業務主任者証を提示しなければならないとされている。管理業務主任者証の記載事項については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）第74条第1項において、管理業務主任者の住所、登録番号、登録年月日等が規定されている。

今般、管理業務主任者の個人情報保護が必要であることから、規則第74条第1項に定める管理業務主任者証の記載事項から「管理業務主任者の住所」を削除する。

（2）管理業務主任者証の様式の変更について

1. (1) のとおり管理業務主任者証の記載事項から住所を削除することから、管理業務主任者証の様式を定める規則別記様式第22号から「住所」を削除する。

（3）経過措置

改正省令の施行の際に現に交付されている管理業務主任者証は、その有効期間内においては、改正省令による改正後の規則による管理業務主任者証とみなす。

2. その他

改正省令附則第2項の規定により改正後の規則別記様式第22号による管理業務主任者証とみなされる改正前の規則別記様式第22号による管理業務主任者証については、法第63条、第72条第4項及び第77条第3項の規定に基づく管理業務主任者証の提示の際、住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないものとする。